

岐団中第332号
平成29年12月25日

会員各位

岐阜県中小企業団体中央会
会長辻 正

平成30年度 組合等支援事業の募集について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、平成30年度「組合等支援事業」の実施希望組合等を別紙のとおり募集します。

この事業は、本会が、組合等が抱える諸課題や人材育成等について専門家等による助言を行い、課題解決に向けた支援（講義形式等）を行うもので、事業実施に要した費用の一部を組合等に負担していただく事業です。

つきましては、当支援事業の実施を希望される場合は、別紙「実施希望申込書」に必要事項をご記入の上、1月31日(水)までに郵送又はFAXによりお申し込み下さい。

また、応募にあたり具体的な事業内容や申込書の記載方法などご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせ下さい。

なお、応募にあたっては、下記の事項及び別紙にご留意ください。

記

【留意事項】

- ① 組合等の負担割合は、基準年度（平成28年度）を含めて3年実施（連續性は問わない。）する場合、事業に要した経費の3分の1以上となります。ただし、その翌年（4年目）以降の実施については、事業に要した経費の2分の1以上となります。
- ② 応募多数により総事業費が予算額を上回りそうな場合は、本会負担額の上限を変更する場合があります。
- ③ 当事業は、組合等が抱える諸課題等の解決に向け、岐阜県中小企業団体中央会が主催して実施します（組合等に対し補助金を交付するものではありません）。事業内容については、対象となる組合等と協議を行い、本会が事業の企画・立案をします。

《問い合わせ先》
岐阜県中小企業団体中央会 指導課
担当：中林
TEL 058-277-1102
FAX 058-273-3930

平成30年度 組合等支援事業

1. 支援事業の概要

組合等が抱える諸課題や人材育成等のため、以下の各事業により専門家等による助言を行い、課題解決に向けての支援を本会が主催して実施するものであります（組合等に対し補助金を交付するものではありません。）。

(1) 組合等活動支援事業

区分	内 容
対象となる団体	組合等支援事業実施要領の4. ①に記載した組合等
事業の概要	組合等が抱える諸課題の解決、あるいは人材育成のため、専門家等による助言を行うことにより、課題解決に向けた支援を行います。 一貫したテーマ(2. 支援対象となる取組み(テーマ)の内容を参照。)での取り組みにおいては、各種勉強会等の回数制限はありません。
費用負担割合	総事業費の2／3以内 (岐阜県中央会 負担) 総事業費の1／3以上 (組合等 自己負担)
本会負担の上限	300千円 (総事業費450千円まで実施が可能。450千円を超過した費用は組合等の負担となります。)

※テーマの下であれば、通常総会の際に実施される研修会等にもご活用いただけます。

(2) 青年部研究会事業

区分	内 容
対象となる団体	組合等支援事業実施要領の4. ②に記載した組合等の青年部
事業の概要	組合等の青年部組織が抱える諸課題の解決、あるいは人材育成のため、専門家等による助言を行うことにより、課題解決に向けた支援を行います。 一貫したテーマ(2. 支援対象となる取組み(テーマ)の内容を参照。)での取り組みにおいては、各種勉強会等の回数制限はありません。
費用負担割合	総事業費の2／3以内 (岐阜県中央会 負担) 総事業費の1／3以上 (青年部等 自己負担)
本会負担の上限	300千円 (総事業費450千円まで実施が可能。450千円を超過した費用は組合等の負担となります。)

2. 支援対象となる取組み（テーマ）の内容

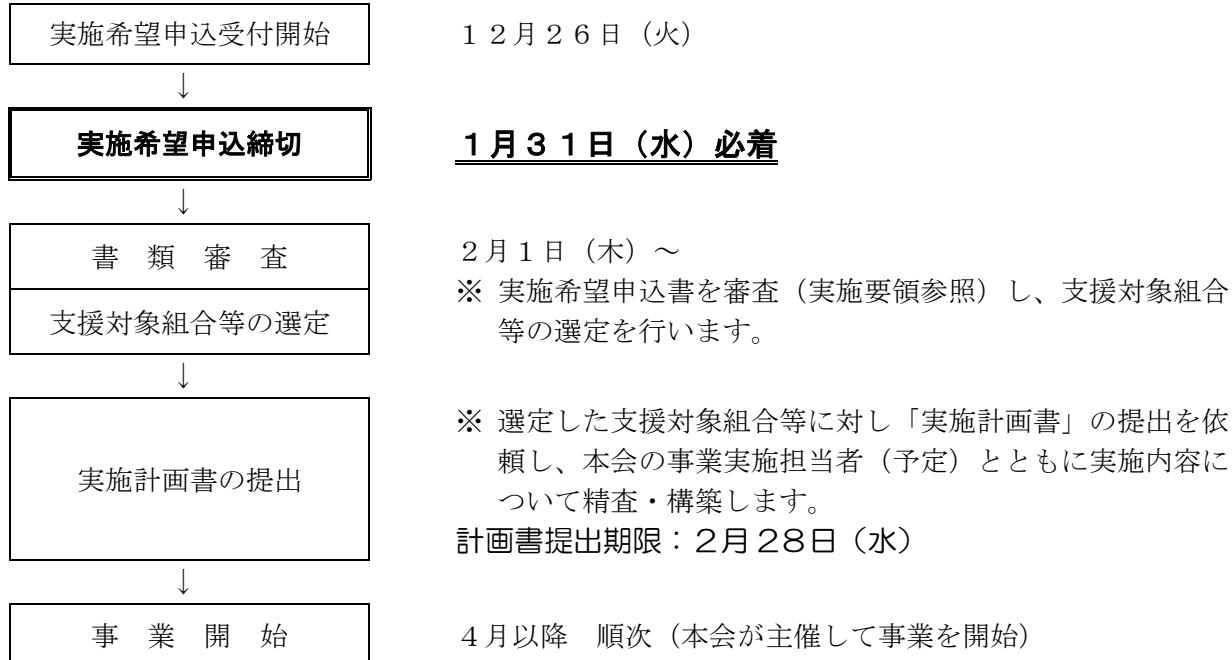
前記1. の各支援事業を受けることができる取り組みの内容（参考例）は次のとおりです。

- (1) 商業・サービス業組合等が抱える諸課題への対処
- (2) 各種連携組織によるものづくりや新分野への進出等への対処
- (3) 地域の活性化や地域産品のマーケティング等の地域おこしへの対処
- (4) 労働問題や労働力確保への対処
- (5) 地域産業の活性化への対処
- (6) 物流総合効率化法又は物流問題への対処
- (7) エネルギー環境問題への対処
- (8) 情報化促進への対処
- (9) 組合等の管理・事業運営、会計税務等の再検討、法律問題への対処
- (10) 組合等が構成員を対象として実施する人材養成に係る研究

- (11) 地域ブランド創出、地域団体商標登録についての諸課題への対処
- (12) 経営管理、販売管理、経理、財務、労務、組織運営等に関する各種研究
- (13) 青年経営者、女性経営者・役員等の資質向上を図るための研究

* 上記以外でも、組合等において喫緊に求められる課題等をテーマに挙げていただいて構いません。

3. 支援事業（実施希望組合等）の募集・選考日程について



※ 応募の状況によっては、平成30年度岐阜県中央会の事業予算と対比しながら、随時申込みを受けます。4月以降に実施希望申込みをされる場合は、本会にご相談下さい。

4. 支援事業に係る留意事項

- (1) 組合等の負担割合は、基準年度（平成28年度）を含めて3年実施（連続性は問わない。）する場合、事業に要した経費の3分の1以上となります。ただし、その翌年（4年目）以降の実施については、事業に要した経費の2分の1以上となります。
- (2) 応募多数により総事業費が予算額を上回りそうな場合は、本会負担額の上限を変更する場合があります。
- (3) 当事業は、組合等が抱える諸課題等の解決に向け、岐阜県中小企業団体中央会が主催して実施します（組合等に対し補助金を交付するものではありません）。事業内容については、対象となる組合等と協議を行い、本会が事業の企画・立案をします。